

## ○佛教大学研究公正管理規程

平成20年4月1日

(目的)

第1条 本規程は、佛教大学研究倫理指針第11条第6項および第15条第5項に基き、本学の研究活動の公正な推進と不正行為の防止ならびに不正行為への適切な対処について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究者、研究活動、研究費の定義)

第2条 対象となる「研究者」の定義は、佛教大学研究倫理指針第2条第1項の定めるとおりとする。

2 対象となる「研究活動」の定義は、同指針第2条第2項の定めるとおりとする。但し、本規程においては大学院の教育の一環として作成される学位論文については対象外とする。

3 対象となる「研究費」は、以下に該当するものとする。

- (1) 本学が定める学内助成に関する規程により取扱う助成に係る研究費および総合研究所等の附置機関が取扱う助成の研究費
- (2) 本学が関与、本学を経由もしくは窓口とする受託、共同研究に係る研究費
- (3) 文部科学省、厚生労働省等所管による公的な研究費およびこれに類する研究費
- (4) その他本学の研究者が行なう研究活動に係る研究費

(不正行為の定義)

第3条 研究活動における不正行為とは、次のいずれかに該当する行為をいい、第1号から第3号までを特定不正行為という。なお、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったとしてもそれは不正行為には当たらない。

(1) ねつ造

データ、研究結果等の偽造またはこれら偽造したものを記録、報告あるいは論文等に利用すること。

(2) 改ざん

研究資料、機器、過程の変更・変造またはこれらのデータ、結果等を用いて研究報告、論文等を作成し発表すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、手法、研究成果、論文、または用語等を当該研究者の了解もしくは適切な表示をせず流用すること。

- (4) 知的所有権や知的財産権の侵害もしくはそれに抵触する行為
- (5) その他、研究活動の公正な推進または二重投稿や不適切なオーサーシップなど、研究者の倫理に反する行為

2 研究費の使用に関する不正行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 研究費の不正使用
- (2) 不正な受給（「預け金」，「カラ謝金」，「流用」，「虚偽申請」等）  
（研究管理体制）

第4条 本学に最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 最高管理責任者には学長をあて、本学の研究活動および研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- 3 統括管理責任者には副学長をあて、最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動および研究費の運営・管理を統括する責任と権限を持つ。
- 4 研究倫理教育責任者には研究推進機構長をあて、研究活動に関する倫理教育に対する責任を持つ。
- 5 コンプライアンス推進責任者には研究推進部長をあて、研究費に関する事務の実質的な責任を持つ。

（教育研修）

第5条 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指導のもとに、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。研究活動に関わる者とは、研究者および研究支援に関わる者全てをいう。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指導のもとに、競争的資金の運営管理に関わる全ての構成員を対象にコンプライアンス教育を実施する。
- 3 教育研究組織の長は、前2項の教育研修に協力しなければならない。
- 4 研究者および研究支援に関わる者は、第1項および第2項の教育研修を受けなければならない。

（研究公正委員会）

第6条 佛教大学研究倫理指針第15条に定める本学の責務を果たすために、研究公正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の事項について審議する。
  - (1) 公正な研究活動のための教育研修・啓発活動その他の企画・立案・実施に関するこ

と。

- (2) 不正行為への対処に関すること。
- (3) 不正行為の防止に向けた情報収集・連絡調整に関すること。
- (4) その他、公正な研究活動に関する重要事項

3 委員会は、研究推進部長の所管とする。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の構成員によるものとする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学部長
- (3) 統括管理責任者が指名する者3名
- (4) 研究推進機構長
- (5) 所管部長
- (6) 所管課長

2 前項に定める委員のほか、学長が委嘱する有識者（学外者を含む）若干名を委員に加えることができる。

3 委員会は、必要に応じて第1項に掲げる構成員以外の者を出席させ、報告、説明または意見を求めることができる。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。但し、再任を妨げない。

(正副委員長)

第9条 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は、統括管理責任者をこれにあてる。

副委員長は、委員の互選とする。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(相談窓口)

第10条 研究費の使用ルールに関する相談を受付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は研究推進部学術支援課に設置する。

(申立窓口)

第11条 不正行為に関する申立て等を受付ける窓口（以下「申立窓口」という。）を置く。

2 申立窓口は研究推進部学術支援課に設置し、研究推進部長を担当者とする。

(不正行為に関する申立て)

第12条 不正行為の可能性があると思料する者は、何人も、前条第1項に定める申立窓口  
に申立てを行なうことができる。

2 申立ての方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談のいずれかで行なう。

(申立者の責務)

第13条 前条による申立てをしようとする者(以下「申立者」という。)は、顕名により、  
不正行為を行なったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、  
且つ不正とする科学的合理的理由を示して申立てを行なわなければならない。

2 申立者は、求めがあった場合は調査に協力するものとする。

(申立て等の取扱)

第14条 申立受付担当者は、第12条の申立てがあったときは、ただちに統括管理責任者に  
報告するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の申立ての報告を受けたときは、その受理または不受理を決定  
し、その結果を申立者に通知するものとする。

3 申立受付担当者および統括管理責任者は、申立者の氏名を他の者に開示してはならない。  
但し、申立者の同意を得た場合または調査に重大な支障を生じる場合は、この限りでない。

4 申立ての意志を明示しない相談については、申立てに準じてその内容を確認・精査し、  
相当の理由があると認めた場合は、相談者の申立ての意志を確認し、その意志表示がなさ  
れない場合にも、統括管理責任者の判断により当該事案の調査を開始することができる。

5 申立ての報告を受理した場合、統括管理責任者は最高管理責任者に申立て内容を報告す  
る。

6 匿名による申立てがあった場合、内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱  
いをする事ができる。

7 被申立者が他の機関に所属している場合、被申立者の所属する機関に事案を回付する。

8 不正行為が行われようとしている、または不正行為を求められているという申立て・相  
談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被申立者に  
警告を行うものとする。

9 相当な理由なしに、単に相談や申立てがなされた事のみをもって、被申立者の研究活動  
を部分的または全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしては  
ならない。

(他機関との協力)

第15条 統括管理責任者は、第12条の申立てを処理するにあたり必要な場合は、他機関に協力を依頼するものとする。

(予備調査)

第16条 統括管理責任者は、第14条第2項の規定により申立ての受理を決定したとき、または申立てがない場合でも、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われるときは、速やかに予備調査委員会を設置し、申立者からの事情聴取または申立てに係る書面等に基づき、不正行為が行なわれた可能性、告発内容の合理性、調査可能性等について調査しなければならない。

2 予備調査委員会は、次の構成員によるものとする。

(1) 調査対象となる研究者（以下「対象研究者」という。）と同一もしくは直近の専門領域の学部長

(2) 統括管理責任者が指名する若干名

(3) 研究推進機構長

(4) 所管部長

3 予備調査委員会に委員長を置き、当該学部長をもってこれにあてる。

4 対象研究者および申立者は、予備調査委員会の委員となることはできない。

5 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、対象研究者に対し事情聴取を行なうことができる。

6 予備調査委員会は、予備調査を実施した場合には、原則として申立ての受理の日から30日以内に、当該調査の結果を統括管理責任者に報告しなければならない。

7 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、本調査の要否を決定し、速やかに委員会に報告し、対象研究者（第5項の規定により事情聴取を行なった場合もしくは本調査を実施する場合に限る。）および申立者に通知するものとする。

8 本調査を行わないと決定した場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び申立者の求めに応じ開示するものとする。

9 統括管理責任者は、申立て内容が公的研究費の不正使用にかかる場合は、本調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

(本調査)

第17条 本調査を行なうと決定した場合には、統括管理責任者は、最高管理責任者に報告する。当該事案が特定不正行為の場合は、配分機関等および文部科学省に本調査を行なう

旨を報告する。

- 2 委員会は、前項の報告を受けたときは、統括管理責任者が本調査を実施すると決定した日から30日以内に本調査委員会を設置し、調査を開始しなければならない。
- 3 委員会は、本調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を申立者および対象研究者に示すものとする。これに対して異議申立てがある場合は10日以内に行なう。異議申立てがあった場合、委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者および対象研究者に通知する。
- 4 本調査委員会は、次の構成員によるものとする。なお、全ての委員は、申立者および被申立者と直接の利害関係を有しない者とする。
  - (1) 当該調査機関に属さない外部有識者（構成員の1/2以上）
  - (2) 対象研究者と同一もしくは直近の専門領域の学部長
  - (3) 学内の当該研究分野の専門家 若干名
  - (4) 研究推進機構長
  - (5) その他統括管理責任者が必要と認める者 若干名
- 5 本調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 6 第4項の委員の委嘱は、最高管理責任者が行なう。
- 7 本調査委員会は、調査の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を行なうことができる。
  - (1) 申立者、対象研究者その他関係者からの証言の聴取
  - (2) 論文や実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の精査
  - (3) 対象となる研究費の精査
  - (4) その他適正な調査のために必要な事項
- 8 本調査委員会は、調査を行なうにあたっては、対象研究者に書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 9 本調査委員会は、関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合または関係資料の隠滅が行なわれる恐れがある場合には、対象研究者の研究室等調査事項に関連する場所の一時閉鎖または関係する機器・資料等の保全を行なうことができる。
- 10 本調査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究に係る研究費の支出を一時停止することができる。

- 11 本調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日以内に調査を終了し、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 12 本調査委員会は、申立てのあった事案にかかる研究活動のほか、本調査委員会の判断により調査に関連した対象研究者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。
- 13 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。
- 14 他機関で申立てがあった事案に係る研究活動が本学で行われていた場合、調査機関の要請に応じ、申立てのあった事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料を保全する措置をとる。
- 15 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいする事のないよう十分配慮する。  
(対象研究者の説明責任)

第18条 本調査において、対象研究者が不正行為は存在しないことを主張する場合には、自己の責任において、当該研究とその論文等の適正性を科学的に根拠を示して、説明しなければならない。この場合において、対象研究者が論文、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の不存在など本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は、不正行為があったものと見なす。

- 2 前項について、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（災害等）により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。  
(審理および認定)

第19条 委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無、不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割を認定し、且つ、研究費の不正使用の場合はその相当額を認定する。

- 2 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基く虚偽のものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行なうものとする。この認定を行なうに当たっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 特定不正行為か否かの認定にあたっては、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、被申立者の自認を唯一の証拠として認定する事はできない。

- 4 委員会は、第1項および第2項の認定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、速やかに申立者および対象研究者に通知しなければならない。特定不正行為と認定された場合で、対象研究者が他の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 5 統括管理責任者は、悪意に基く申立てとの認定があった場合、申立者の所属機関にも通知する。
- 6 統括管理責任者は、当該事案が特定不正行為の場合、配分機関等および文部科学省に調査結果を報告する。
- 7 委員会は、調査の過程であっても研究費の不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、統括管理責任者は、配分機関に報告する。
- 8 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用の場合、申立て等の受付から210日以内に再発防止計画等を含む最終報告を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 9 委員会は、前項の報告を行なう場合は、第21条に規定する最高管理責任者が行なう措置について意見を述べることができる。
- 10 統括管理責任者は、調査にあたり他機関に協力を依頼した場合には、委員会の認定の結果を当該機関に通知するものとする。

(異議申立て)

第20条 対象研究者または申立者は、以下の異議申立てをすることができる。

- (1) 不正行為と認定された対象研究者は、認定の結果に異議があるときは、委員会に対し異議申立てをすることができる。
  - (2) 申立てが悪意に基くものと認定された申立者は、その認定について、委員会に対し異議申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立ては、認定の結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に行ななければならない。
  - 3 第1項の異議申立ての審査は本調査委員会が行なう。その際、異議申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代もしくは追加または本調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。
  - 4 第1項の異議申立てについて、本調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行なうか否かを速やかに決定する。
  - 5 第1項の異議申立てについて、再調査を行なう決定を行なった場合には、本調査委員会

は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

- 6 前項の協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、統括管理責任者は対象研究者および申立者に当該決定を通知する。加えて、統括管理責任者は、当該事案が特定不正行為の場合、配分機関および文部科学省に報告する。
- 7 統括管理責任者は、対象研究者から不正行為の認定に係る異議申立てがあったときは、申立者に通知する。加えて、統括管理責任者は、最高管理責任者および当該事案が特定不正行為の場合、配分機関および文部科学省に報告する。異議申立ての却下および再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 本調査委員会は再調査を決定した場合は、再調査を実施すると決定した日から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、統括管理責任者は当該結果を対象研究者、対象研究者が所属する機関および申立者に通知する。加えて、統括管理責任者は、最高管理責任者および当該事案が特定不正行為の場合、配分機関および文部科学省に報告する。
- 9 悪意に基く申立てと認定された申立者から異議申立てがあった場合には、統括管理責任者は、最高管理責任者に報告し、申立者の所属機関および対象研究者に通知する。加えて、当該事案が特定不正行為の場合、配分機関および文部科学省に報告する。
- 10 悪意に基くものと認定された申立てについては、原則として申立ての受理の日から30日以内に再調査を行ない、当該調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は当該結果を申立者、申立者の所属機関および対象研究者に通知する。加えて、当該事案が特定不正行為の場合、配分機関および文部科学省に報告する。

(措置)

第21条 最高管理責任者は、第19条第4項の規定による報告（前条の規定による異議申立てがあった場合は、第20条第8項および第10項の審議の結果）に基き、対象研究者に不正行為があったと認めたときは、当該不正行為の重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 対象研究者に対する訓告、懲戒処分、告訴または告発等
- (2) 対象研究者に対する研究費の使用停止および返還の命令
- (3) 対象研究者に対する関連論文の取下げ等の勧告
- (4) その他対象研究者の研究不正行為の排除および大学の信頼性回復のために必要な措置

2 最高管理責任者は、第19条第4項の規定による報告（前条の規定による異議申立てがあった場合は、第20条第8項および第10項の審議の結果）に基き、申立てが悪意に基く虚偽のものであったと認めたときは、申立者に対し、氏名の公表や訓告、懲戒処分、告訴または告発等の適切な措置を講じなければならない。但し、申立者の所属機関が本学以外の場合、申立者の所属機関に委ねる。

3 前2項に規定する懲戒処分については、職員懲戒規程もしくは佛教大学学生懲戒規程による。

（調査結果の公表）

第22条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査方法等を原則として公表するものとする。但し、第12条による申立てがなされる前に取下げられた論文等において不正行為が認められたときは、不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく申立ての認定があったときは、調査結果を公表する。

（申立者等の保護）

第23条 不正行為に関する申立者および調査に協力した者は、当該申立てを行なったこと、または調査に協力したことを理由として、人事、給与その他の身分および勤務条件等に関し、不利益な取扱いを受けない。但し、悪意に基くと認定された申立者については、この限りではない。

2 申立者は、申立てを行なったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申立てることができる。

3 最高管理責任者は、申立者が不利益な取扱いを受けたとき、または受けるおそれがあると認めるときは、その回復または防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（不正行為がなかった対象研究者の名誉回復）

第24条 最高管理責任者は、第19条第4項の規定による報告（第20条の規定による異議申立てがあった場合は、同条第8項および第10項の審議の結果）に基き、不正行為がなかったと認めたときは、対象研究者の教育研究活動の正常化のために必要な措置をとるとともに、不正行為がなかったことを関係者に周知するなどの名誉回復のために必要な措置をとるものとする。

(秘密保持義務)

第25条 不正行為に係る申立ての処理（第16条第1項による申立てなしに予備調査を行った場合の処理を含む。次条において同じ。）に関わった者は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

第26条 統括管理責任者、委員会および調査委員会（予備調査・本調査）の委員ならびに申立受付担当者は、自らが関係する第11条による申立ての処理に関与してはならない。

(事務)

第27条 本規程に関する事務取扱は、研究推進部学術支援課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第28条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

第1条 本規程は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 本規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

第3条 本規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

第4条 本規程は、平成26年7月15日から改正施行する。

第5条 本規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

第6条 本規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

第7条 本規程は、平成28年7月19日から改正施行する。

第8条 本規程は、平成29年9月19日から改正施行する。